

神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める条例施行規則をここに公布する。

令和6年11月15日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第22号

神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸国際港都建設事業防災街区整備事業施行規程を定める条例(令和6年9月条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査会の招集)

第2条 市長は、条例第16条第1項の規定により、審査会を招集しようとするときは、会議を開く日の5日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を審査会の委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

(会議の非公開)

第3条 審査会の会議は、公開しない。

(議事録の作成)

第4条 審査会の会長は、会議を開いたときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会、休憩及び閉会の日時並びに会議の場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 議事次第
- (4) 会議に付した議題及びその内容
- (5) 議事の概要及びその経過
- (6) 表決の数
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 議事録には、会長が指名する委員2名が署名するものとする。

(清算金の確定通知)

第5条 条例第18条の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業清算金確定通知書により行うものとする。

(1) 確定した清算金の額及び徴収又は交付の別

(2) 清算金の徴収又は交付の予定時期

(清算金交付の通知)

第6条 市は、法第248条第1項及び第2項の規定により清算金を交付しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業清算金交付通知書により当該清算金の交付を受ける者に通知するものとする。

(1) 交付する清算金の額

(2) 交付期日

(3) 交付方法

(清算金の供託の通知)

第7条 法第227条において準用する都市再開発法（昭和44年法律第38号）第92条第6項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業清算金供託通知書により行うものとする。

(1) 供託した清算金の額

(2) 供託所

(清算金の徴収通知)

第8条 市は、法第248条第1項及び第2項の規定により清算金を徴収しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業清算金徴収通知書により当該清算金の徴収を受ける者に通知するものとする。

(1) 徴収する清算金の額

(2) 納付期限

(3) 納付方法

2 前項の通知は、納付期限の10日前までにするものとする。

3 第1項の通知は、神戸市会計規則（昭和39年3月規則第81号）第27条第3項の規定による納入通知書による通知をもって、これに代えることができる。

(分割徴収の申請)

第9条 条例第19条第1項の規定により、清算金の分割徴収を申請しようとする

者は、次の各号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業清算金分割徴収申請書に、自己の所得を証する書類を添付し、申請しなければならない。

- (1) 分割徴収を希望する清算金の額
  - (2) 分割徴収を希望する期間及び回数
- (分割徴収の通知)

第10条 市は、法第250条第1項の規定により清算金の分割徴収を決定したときは、次の各号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業清算金分割徴収決定通知書により分割徴収を希望する者に通知するものとする。

- (1) 分割徴収を行う清算金の額
  - (2) 分割徴収の期間及び回数
  - (3) 毎回の分割徴収の額
  - (4) 毎回の納付期限
- (繰り上げ納付の通知)

第11条 市は、条例第19条第5項の規定により未納の清算金の一部の繰り上げ納付の通知があり、通知された納付があったときは、その残額について、次の各号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業清算金分割徴収変更通知書により繰り上げ納付をした者に通知するものとする。

- (1) 変更後の分割徴収清算金の額
  - (2) 変更後の分割徴収の期間及び回数
  - (3) 毎回の分割徴収の額
  - (4) 毎回の納付期限
- (繰り上げ徴収の理由)

第12条 条例第19条第6項に規定する規則で定める理由があるときは、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 清算金を分割して徴収されることとなった者が分割徴収に係る建築施設の部分を第三者に譲渡したとき。
  - (2) 清算金を分割して徴収されることとなった者の資力の低下が認められるとき。
- (繰り上げ徴収の通知)

第13条 市は、条例第19条第6項の規定により未納の清算金の全部を繰り上げて徴収しようとするときは、次の第1号及び第2号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業清算金分割徴収繰り上げ徴収決定通知書（以下「通知書」という。）により徴収されることとなった者に通知するものとし、同項の規定により未納の清算金の一部を繰り上げて徴収しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により徴収されることとなった者に通知するものとする。

- (1) 繰り上げ徴収を行う清算金の額
- (2) 納付期限
- (3) 残りの分割徴収を行う清算金の額
- (4) 変更後の分割徴収の期間及び回数
- (5) 毎回の分割徴収の額
- (6) 毎回の納付期限

2 前項の通知は、納付期限の10日前までにするものとする。

（督促）

第14条 市は、清算金を納付すべき者がその納付期限までに納付しないときは、納付期限後20日以内に、納付すべき金額及び納付すべき期限を指定した督促状により督促するものとする。

2 前項の指定期限は、督促状を発した日から10日を経過した日とする。

（延滞金の減免）

第15条 条例第20条第2項に規定する規則で定める理由があると認めるときは、次のいずれかに掲げる場合に該当し、督促状において指定した期限までに納付しなかったことがやむを得ないときとする。

- (1) 督促を受けた者が震災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害を受け、又は資産を盗まれた場合
- (2) 督促を受けた者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けた場合
- (3) 督促を受けた者が自己の責めに属さない事情により納入通知又は督促状送達の実状を知ることができなかった場合

(4) 前3号に準ずる事情がある場合

(延滞金の減免申請等)

第16条 条例第20条第2項の規定による延滞金の減額又は免除（以下「減免」という。）を希望する者は、市に次の各号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業延滞金減免申出書に、減免を希望する理由を証する書類を添付し、延滞金の減免の申出をしなければならない。

(1) 督促状に指定された納付期限及びその対象清算金

(2) 延滞金の額

(3) 減免を希望する延滞金の額

(4) 減免を希望する理由

2 市は、条例第20条第2項の規定により延滞金の減免を決定したときは、次の各号に掲げる事項を記載した防災街区整備事業延滞金減免決定通知書により減免を希望する者に通知するものとする。

(1) 督促状に指定された納付期限及びその対象清算金

(2) 延滞金の額

(3) 減免する延滞金の額

(滞納処分の事務)

第17条 法第250条第4項の規定による滞納処分の事務は、市長の委任を受けた神戸市職員が行う。

2 前項の職員は、法第250条第4項の規定による滞納処分を行う場合には、所属、氏名を記載した防災街区整備事業清算金滞納処分職員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(帳簿)

第18条 市は、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

(1) 神戸市防災街区整備事業清算金台帳

(2) 神戸市防災街区整備事業個人別清算金徴収簿

(3) 神戸市防災街区整備事業個人別清算金交付簿

(届出その他の様式)

第19条 この規則に規定する書類の様式は、主管局長が定める。

(施行細目の委任)

第20条 この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。